

生活保護の「母子加算」の復活を求める要望意見書

昭和24年に生活保護に母子加算ができてから60年目の本年、数年間の減額措置を経て、本年3月31日で全廃されました。

母子加算の廃止は、「消費支出額が一般母子世帯の水準と比べ、生活保護の方が高い」との理由によりますが、貧困状態にある母子世帯の底上げをすることこそが求められています。

厚生労働省は、「就労を促進する」としていますが、国内の母子世帯の就労率は諸外国よりも高く、既に84%の方々が就労しています。母子加算が廃止された分、生活保護基準が引き下げられ、貧困の連鎖を断ち切ることが社会的課題となっている中、母子加算の廃止はこのことに逆行し、貧困化が一層進むことが想定されます。母子加算は、ひとり親の生活保護世帯に対し、子供の健全な育成のために支給されたもので、特に、幼児や成長期の子供がいる生活保護家庭では、母子加算があってこそはじめて最低限度の生活が保障される子育てに欠かせない給付です。

母子家庭は、一般世帯の40%にも満たない収入で生活しており、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としている生存権に反するものです。

よって、政府においては、生活保護の母子加算を復活されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月26日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 内閣総理大臣 麻 生 太 郎
- ・ 総務大臣 佐 藤 勉
- ・ 厚生労働大臣 舛 添 要 一